

平成24年6月28日
宮崎地家裁総務課印

平成24年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

1 開催日時等

日 時 平成24年5月18日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 江藤利彦，関屋正康，内藤裕之，山下耕司

（家裁委員） 隈部智代，重水英次，大笑事裕敏，成見幸子，羽田正治，藤本ちあき

（兼務委員） 一志泰滋，喜田久美子，深田周作

（同席者） 上席簡裁判事，民事首席書記官，刑事首席書記官，家裁首席調査官，家裁首席書記官，宮崎簡裁庶務課長，地裁都城支部庶務課長

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，地・家裁事務局次長，地・家裁総務課長，家裁総務課課長補佐，地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会の言葉（家裁総務課長）

(2) 新任委員紹介等

ア 新任委員

地家裁委員（兼務） 白濱清貴委員，深田周作委員，坂元陽介委員

地裁委員 関屋正康委員，内藤裕之委員

家裁委員 大笑事裕敏委員

イ 再任委員

家裁委員 横山伸子委員，羽田正治委員（いずれも2期目）

(3) 地裁委員会委員長代理指名

内藤裕之委員を指名した。

5 意見交換会

○ 裁判所から説明

(1) 「民事調停」について

(2) 「調停制度」について

○ 意見交換

・委員長：これまでの説明について，何か御質問，御感想，お気付きになられたことなど何でも結構ですので，自由に御発言をお願いします。

・〇〇委員：調停事件の管轄や移送について，県内の金融機関でお金を借りていたところ，支払いが滞り，東京の債権回収会社に債権譲渡され，その会社から東京で調停の申立てがなされたという事案を耳にしました。このような場合，宮崎への移送はどのように規定され，認められることになるのでしょうか。そもそも，支払いが滞るような経済状況の方は東京まで行くことが困難で，出頭する費用があれば返済したいと思うはず。また，学生など若い人を中心に，東京，大阪又は福岡などの遠方から地元に戻ってくる

際、敷金の返還について問題となることが多いが、賃借人は契約書を書かないと入居できないので、とりあえず契約書に署名し、退去時の精算の際に予想以上の金額を請求され、トラブルになるという構図があるようです。その解決の指標として、国土交通省からガイドラインが出されているが、そのガイドラインと契約内容とではどちらを優先または重視することになるのでしょうか。

- ・同席者：調停は、原則として相手方の住所地に申し立てることになります。また、特定調停の手続であれば、本社が東京でも、支店が宮崎にあるという場合には宮崎で手続が行える可能性があります。また、期日に出頭しなくても、電話やFAXを利用して紛争解決に向けた調整を行い、その結果、調停が成立した場合と同じ効果を持たせる決定がなされる場合もあります。どのような手続経過になるかは事案によって異なりますので、まずは近くの簡易裁判所に相談していただければと思います。
- ・〇〇委員：管轄については、当事者間で管轄の合意がなされ、特定の裁判所が指定されることもあります。また、退去時の修繕費用の負担等については、自然損耗は賃貸人が負担することになりますが、その定義が難しく、ケースバイケースで判断されることとなります。もっとも、その際には、ガイドラインも尊重されることになると思われます。
- ・同席者：国土交通省が出しているガイドラインは、平成23年8月に改訂され、残存価格等の定め方も示されているところですが、調停手続でも有力な基準になっていると思われ、契約内容を検討し、事案に応じて調停は進められていると思います。
- ・〇〇委員：調停事件の新受件数は、平成14年以降減少傾向ですが、その原因は、金融関係の法整備等が影響しているのでしょうか、それとも、調停を利用しづらいなどの制度上の問題によるものなのでしょうか。また、訴訟事件数が増えているなど訴訟手続と調停手続の相関関係はあるのでしょうか。
- ・同席者：調停事件の減少については、特定調停事件の減少がその要因ですが、その詳細な原因は把握していません。一般調停及び特定調停事件以外の調停事件については、平成14年ころからそれほど事件数に変化はないようです。また、平成23年の調停事件の終局事由別事件割合は、成立7割、不成立2割、取下げ等その他の事由が1割となっています。
- ・〇〇委員：事件数については、家事調停との比較も教えていただきたい。また、一般調停とは、具体的にどのような紛争類型が多いのでしょうか。
- ・〇〇委員：家事調停事件については、横ばい又は微増という推移です。
- ・同席者：民事調停事件は、貸金請求、損害賠償請求（男女間の慰謝料、交通事故等）、電話代金請求、奨学金返還請求といった種類の事件が多く申し立てられています。
- ・〇〇委員：労働紛争については、調停ではなく労働審判に流れているのでしょうか。
- ・〇〇委員：労働審判事件は昨年10件でしたが、今年は既に10件の申立てがなされているようです。あっせんが年間80件から90件程度の申請があるのに比べ、労働審判事件の申立て件数が少ないのではないかと思っています。
- ・〇〇委員：調停制度の広報については、家事調停はある程度取り上げられているようですが、民事調停となると耳にする機会が少ないと感じています。民生委員の方も家事調停に関する事項について相談を受けることが多いようです。一般の方が問題解決のために頼るのが民生委員であることも多いので、民生委員といった第一次被相談者に対して広

報活動を行うことが効果的ではないかと考えます。そして、被相談者が民事調停を紹介するといった流れを作ることが大切だと思います。

- ・〇〇委員：法テラスに相談をする人に聞いても、法テラスを知ったきっかけはCMを見たという人が増えています。中には警察の人に法テラスのことを聞いて問い合わせをしてくる人もいます。相談に来た方に民事調停のことを話しても民事調停という制度を知っている人はほとんどいません。
- ・〇〇委員：広報活動を行うことで、電話などの問合せが増えているという傾向はあるかと思います。特に、夜間の開庁や電話による相談は効果があるかと思います。
- ・〇〇委員：民事調停の受付相談はどのように行われているのでしょうか。
- ・同席者：宮崎は、北口の正面玄関入ってすぐ左手が簡易裁判所の執務室で、執務室内に設けられたブースで相談を受けています。執務室内には各係の表示がなされており、民事調停係もすぐにお解りいただけると思います。
- ・同席者：都城は、玄関を入ると正面が執務室で、入ってすぐのところにカウンターがあり、そこで相談等を受けています。相談内容等によっては別室で相談を受けることもあります。
- ・〇〇委員：法テラスは、手続相談や弁護士等を紹介する窓口となるのが主な役割であるところ、問題を解決してくれると思っている相談者も多く、失望感を持つ人がいます。簡裁だと申立書のひな形が備え付けられているので相談から申立てまでがスムーズで効率的だと思います。また、電話による相談も効果的であるかと思います。
- ・〇〇委員：悩みは身近な人に話すことが多いので、相談しやすく身近に感じているところに行くのだと思います。昨今の制度整備等により、専門家等に相談するという意識が出てきているので、次の段階として、どのような手続があるのかなど手続の概要や特徴を理解して適切な手続に振り分けることが求められており、そのための広報活動が必要であると考えます。
- ・〇〇委員：特に最近増えているメンタルヘルス関係の相談を始めとして、組織内の人から相談を受ける場合、どのように解決の糸口となる方法を示せるかが課題であると感じています。
- ・〇〇委員：弁護士会の相談件数は、減少傾向にあり、法テラスができてからはその傾向が顕著です。一方で、無料法律相談や夜間の電話相談の件数は増えており、相談のしやすさが求められていると感じています。
- ・〇〇委員：お客様の声を聞く専門の部署を設け、フリーダイヤル電話を設置したところ、多くの意見が寄せられるようになったので、電話を活用することは効果的であるかと思います。また、裁判所に対するイメージとして、裁判で白黒はつきりさせるというものがあり、調停という制度があまり知られていないのではないかと思います。
- ・〇〇委員：敷金については、返還される金額が予想よりも少ないこと、差し引かれる金額が高額で中には追加で請求されるといった不満はよく耳にするが、それを紛争であると認識していない人が多いかと思います。
- ・〇〇委員：調停は相手も手続に参加し、お互いに合意することが必要であり、双方に信頼関係が必要な手続とも言えます。請求金額が高額とは言えない場合、弁護士に依頼せず自分で窓口へ出向いたり、手続を進めることが多いので、一般の方に分かりやす

い場所に表示を置くなどの工夫が必要であると考えます。

- ・〇〇委員：市役所や銀行等と同じように入口に案内人を置いて、用件を聞いた上で窓口を案内すると良いと思います。
- ・〇〇委員：インフォメーション機能を果たすことが大切であり、利用しやすさを求めるのなら窓口案内人のような人の配置は必要であると思います。
- ・〇〇委員：総合受付は、幅広い知識が求められるため、誰でもできるという簡単なものではありませんので、配置する場合には適任者を選ぶ必要があると思います。
- ・〇〇委員：裁判所は、ダイヤルイン電話が導入され、利用者がどこに電話をかけるか考えて電話をしなければならなくなり、裁判所職員にとっては便利になったのかも知れませんが、利用者にとっては不便で、電話交換手がいた方が良かったと感じています。
- ・〇〇委員：私の職場でも電話は代表電話で受け、そこから各部課署に振り分けをしています。
- ・委員長：いろいろな意見をいただきありがとうございました。他にご意見がないようですので、意見交換を終わります。

6 次回予定

- ・委員長：次回の予定に移らせてもらいます。次回のテーマについてご希望等がありますでしょうか。

ご希望等がなければ、裁判所のよりよい組織作りを目指す観点から、「新採用職員の育成」というテーマを議題として取り上げることはいかがでしょうか。

- ・全員：了承
- ・次回委員会期日：平成24年11月16日（金）午後1時30分

以 上